

愛媛県教育委員会10月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成18年10月10日（火）午後3時
愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂
委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 長谷川 寿	指導部長 平岡長治
文化スポーツ部長 中川敬三	教育総務課長 横田 潔
生涯学習課長 西岡真人	義務教育課長 堺 雅子
高校教育課長 丹下敬治	人権教育課長 小田芳朗
障害児教育課長 宇高勝美	文化振興課長 和田典夫
文化財保護課長 濱田健介	保健スポーツ課長 今井裕一

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長職務代行者（星川委員） 午後3時00分開会を宣する。

委員長職務代行者 委員長の任期満了に伴い、委員長選挙までの間、議事進行を行う旨説明する。

(2) 委員就任あいさつ

井関委員 委員就任のあいさつを行う。

(3) 委員長選挙及び委員長職務代行者の指定

委員長職務代行者 委員長の任期満了に伴い委員長選挙を行うことを宣する。

委員長職務代行者 選挙は、指名推薦の方法を採ることを提案する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長職務代行者 指名推薦の方法を採ることを決定し、指名推薦を求めらる。

和田委員 井関委員を委員長に推薦する旨述べらる。

委員長職務代行者 井関委員を委員長とすることについて諮らる。

全委員 異議ない旨答える。

委員長職務代行者 井関委員の委員長就任を宣する。

委員長 委員長職務代行者の指定を行うことを宣する。

委員長 意見を求める。

山口委員 星川委員を委員長職務代行者に推薦する旨述べる。

委員長 星川委員を委員長職務代行者とするについて諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 星川委員を委員長職務代行者に指定することを宣する。

(4) 委員長及び委員長職務代行者あいさつ

委員長 委員長就任のあいさつを行う。

星川委員 委員長職務代行者就任のあいさつを行う。

(5) 前会会議録の承認

委員長 前会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(6) 教育長報告

委員長 報告を求める。

○平成18年9月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成18年9月定例県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

砂田委員 子どもの安全対策に関して、特定のメーカーのAEDに一部不具合があったという報道がされていたが、本県に設置しているAEDについて問題はないのか質問する。

保健スポーツ課長 本県の県立学校に配備しているものについては、当該メーカーのものではなく問題ない旨説明する。

委員長 保護者に対しての食育指導が必要であると考えてるので、栄養教諭の活用を図って欲しい旨意見を述べる。

教育長 家庭へも正しい食の知識の提供等の支援をしないと食育は進まないの、学校と地域と家庭の連携を図るコーディネーターとしての役割を栄養教諭が果たせば良いと考える旨述べる。

委員長 保護者からの多様な要望や苦情に対応することにより、教員の精神的な負担となったり、時間をとられたりすると聞いているが、教育委員会としてどのような支援ができるのか検討して欲しい旨意見を述べる。

教育長 一人で抱え込んでしまわず、学校全体で対応することが大事であると考えている旨述べる。

平成19年度教員採用選考試験について

義務教育課長 平成19年度愛媛県公立学校教員採用選考試験について、採用候補者数及び加点制度による採用状況等について報告する。

委員長 加点制度を導入したことに対する評価について質問する。

義務教育課長 特色のある人材を幅広く採用できた旨説明する。

砂田委員 多種多様な人材が確保できたことは前進であり、来年度以降どのようにするのか必要に応じて更なる検討をして欲しい旨、昨年度において条件付採用から正式採用に至らなかった者が1名いたが、採用試験時に人物をしっかりみる必要があり、また、条件付採用期間中も平素から目配りし、必要な指導を行うなどの工夫も必要であるとする旨意見を述べる。

委員長 民間でも試用期間があり、教員にも同じような制度があっても良いと考える旨意見を述べる。

教育長 子どもの立場に立って、将来にわたって教員をやっていけるかどうかを校長がよく見て、問題がある場合は条件付採用期間中に本人に話をするのがあって良いと考える旨述べる。

(7) 議 事

ア 議案審議

委員長 議案第53号平成18年度愛媛県教育文化賞受賞者については人事案件であり、非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議案第48号を上程する。

○議案第48号 教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例が施行されることに伴い、民間事業者等が教育委員会の所管する条例等に係る書面の保存等を電磁的記録を使用して行う場合について必要な事項を定める規則の原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第49号を上程する。

○議案第49号 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等の適正化を図るため、この規則の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 分校にすると生徒の入学意欲が落ちるのでないのか質問する。

教育長 そのような状況が認められ、今治南高校大島分校は、7月15日現在、来年度の希望者は5名で、その内地元の中学生は2名であった旨説明する。また、弓削高校は、来年度からは名前を残した上で、実態は分校として扱うこととなるが、上島町長は更に志願者数が減ってしまうのでないかと懸念している旨説明する。

砂田委員 当該地域の学校でしかできないような地域の産業と密着した学科も設置するなど、従来の分校に対する取扱いとは違った考え方で対策を考えて欲しい旨意見を述べる。

教育長 再編整備の検討委員会の中でも分校について検討していきたい旨、また、松山北高中島分校のように松山市内の陸地部からの受入れで入学者が20名を超えている例もある旨述べる。また、野村高校土居分校については、5キロメートルほど離れた北宇和高校日吉分校と共に存続が危ぶまれる状況にあり、校舎が耐震基準を満たす日吉分校に集約することとした旨説明する。

砂田委員 不登校の生徒の自立援助を行う他県の学校に本県から行っている生徒もいるが、本県においてもこのような取組みを行い、学校の特色をPRしていくことにより分校を存続していくことができると考える旨意見を述べる。

山口委員 八西地区では、毎年どこかの学校で学級減があり、危機感を覚えている。地域に学校が存在することは地域のつながりのために必要であり、その地域でしかできない教育をして学校を存続させて欲しい旨意見を述べる。

教育長 募集停止とした学校もあるが、生徒数が減少していることから苦渋の選択である旨、私学が生徒確保に努力していることに対して公立学校も学校存続のためには特色ある学校づくりを進める等、経営的な気持ちで臨んで欲しい旨、競争倍率は県全体で1.01となるがほぼ全入状態であり、現状で良いのか疑問を持っている旨述べる。

砂田委員 今回の改正では、弓削高校の扱いが特異であり、従来の再編とは違っている旨述べる。

教育長 弓削高校は、離島で通学困難地域であること、地元の小中学生の児童生徒数から今後も志願者増は見込めないこと及び同じ島の中に弓削商船高専との競合があり厳しい状況であることなど、今回の学校名は残すが実態は分校とすることに至った理由を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第50号を上程する。

○議案第50号 平成19年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県立学校管理規則第44条第2項の規定により、平成19年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を定める原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 例年と比べて変わったところがあるのか質問する。

高校教育課長 昨年と同じ方法である旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第51号を上程する。

○議案第51号 平成19年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県立学校管理規則第48条の4の規定により、平成19年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項を定める原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 4年生への編入学の手続きについて質問する。

高校教育課長 後期課程に進学しない者が2名以上いる場合、欠員補充のための編入学選抜を国語、数学、英語の3教科と面接試験により行う旨説明する。

和田委員 中等教育学校は6年間継続した教育課程が編成されているが、途中から編入した生徒が学力的について行けるのか質問する。

高校教育課長 一部高等学校の学習を先取りするところもあるが、基本的には学習指導要領に沿って指導しており、大きな影響はない旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第52号を上程する。

○議案第52号 平成19年度愛媛県立盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項について

委員長 議案説明を求める。

障害児教育課長 愛媛県立学校管理規則第57条第3項において準用する同規則第44条第2項の規定により、平成19年度愛媛県立盲学校、

聾^{ろう}学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項を定める原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

イ 専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

教職員の報賞について（2件）

義務教育課長 死亡した公立小学校教員及び退職した公立小学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(8) その他

自転車の交通違反・事故等に関する処分基準について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 交通違反・事故等に関する処分基準について、自転車利用者も、悪質運転や危険運転は自動車の基準に準じて処分することとした旨及び飲酒運転の処分基準については、従前から厳しい処分基準で臨んでおり、直ちに基準を見直す必要はないと考えている旨説明する。

委員長 意見を求める。

教育総務課長 警察からの情報によると、自転車が関与した事故が昨年中に本県で2000件弱発生しており、事故全体の18%を占める状況であるため、9月21日から悪質な違反に対しては検挙をもって臨むとのことである旨説明する。

教育長 自動車の処分基準について全国的な厳罰化の傾向にある中、本県教育委員会の基準についても検討したが、同乗の場合のことや報告がなかった場合のことまで言及している等、従前から厳しい基準であり、自転車のことを補完すれば十分厳しい内容となっている旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

(9) 議 事

議案審議

委員長 以後の審議を非公開とする旨宣する。

委員長 議案第53号を上程する。

○議案第53号 平成18年度愛媛県教育文化賞受賞者について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県教育文化賞規則第2条第2項の規定により、平成18年度の同賞受賞者3名を決定する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

星川委員 砥部焼の陶芸家で受賞した前例の有無について質問する。

教育長 中元竹山氏が平成2年に受賞したことがあり、その他の陶芸家としては平成7年に佐々木二六氏が受賞したことがある旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(10) 閉 会

委員長 午後4時50分閉会を宣する。